

最高裁秘書第2466号

平成30年6月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月17日付け（同月21日受付、最高裁秘書第2155号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪弁護士会所属の山中理司弁護士が管理しているHP又はブログに関して、
最高裁が作成した文書（直近のもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 秘書課文書開示第二係 電話03(3264)5652(直通)